

総務委員会 会議録

日 時 令和5年12月8日（金曜日） 午前9時41分～午前10時18分

場 所 臼杵庁舎2階 全員協議会室

出席委員の氏名

委員長 伊藤 淳 副委員長 大塚 州章 委 員 広田 精治
委 員 戸匹 映二 委 員 匹田 郁 委 員 梅田 徳男

欠席委員の氏名

（ な し ）

説明のため出席した者の職氏名

政策監（総務・企画担当） 平山 博造 総務課長 佐世 善之
財務経営課長 荻野 浩一 その他関係職員

出席した事務局職員の職氏名

書記 後藤 秀隆

傍聴者

（ な し ）

会議に付した事件及び審査結果

< 審査議案 >

番 号	件 名	協議結果
第64号	臼杵市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	原案可決
第65号	臼杵市職員の給与に関する条例等の一部改正について	原案可決
第66号	臼杵市行政財産使用料条例の一部改正について	原案可決
第69号	指定管理者の指定について	原案可決

午前9時41分 開議

○委員長（伊藤 淳）

ただいまから総務委員会を開催いたします。これより議事に入ります。本委員会に付託されました議案は4件であります。お手元の次第に沿って審査を行いたいと思います。それでは、財務経営課所管の議案の審査を行います。第69号議案 指定管理者の指定についてを議題といたします。本議案は連合審査を行っておりますので、討論より行います。

これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（伊藤 淳）

これより採決を行います。第69号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（伊藤 淳）

異議なしと認めます。よって第69号議案については、原案どおり可決すべきものとして決しました。次に第66号議案 白杵市行政財産使用料条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎財務経営課長（荻野浩一）

それでは財務経営課所管の議案、第66号議案 白杵市行政財産使用料条例の一部改正について説明いたします。

（ 付議議案書及び条例議案新旧対照表に基づき説明 ）

○委員長（伊藤 淳）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手をもってお願いします。

○委員（戸匹映二）

大体、年間で、その徴収料がどれぐらいかと、どれぐらい差が出るのかという数字がわかりましたら教えていただきたい。

◎財務経営課長（荻野浩一）

戸匹委員の質問にお答えします。今、618本が行政財産に占用料として入っています。年間47万4,000円ほどの額が入っていますが、改正後につきましては、約倍の100万円近くの年間占用料になります。

○委員（梅田徳男）

1種、2種、3種の区別というか種類は、どういう区分けをしているのかということを教えてください。

◎財務経営課長（荻野浩一）

梅田委員の質問にお答えします。電線の本数で違ってまして、電線3線以下のものは第1種電柱、2種になりますと電線が4本から5本、6線以上が3種という区別になっております。

○委員長（伊藤 淳）

他に質疑ございませんか。

(な し)

○委員長(伊藤 淳)

ないようですので以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

(な し)

○委員長(伊藤 淳)

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第66号議案については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○委員長(伊藤 淳)

異議なしと認めます。よって第66号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。これで財務経営課所管の議案の審査を終わります。お疲れ様でした。休憩します。

午前9時48分 休憩

午前9時49分 再開

○委員長(伊藤 淳)

再開します。次に総務課所管の議案の審査を行います。第64号議案 白杵市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎総務課長(佐世善之)

総務課所管の第64号議案 白杵市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてご説明いたします。

(付議議案書に基づき説明)

○委員長(伊藤 淳)

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いします。

○委員(大塚州章)

弁護士、医師、公認会計士の号給はどこになるんですか。

◎総務課長(佐世善之)

大塚委員の質問にお答えいたします。こちらにつきましては、他市の例を見ますと、弁護士や医師においては、本人の経験等によって2号から6号までになっておりますので、その雇用する方の実績等を考慮して決めるということになっております。

○委員(大塚州章)

白杵市には任期付職員が今のところ何名ぐらいいるのかと、特定任期付職員はいないんですかね。その辺のところを教えてください。

◎総務課長(佐世善之)

大塚委員のご質問にお答えいたします。現状、任期付職員につきましては、条例を定めてお

りませんでしたので、これまで採用することができませんでした。今後については、育児休業等を職員が取る際に、そういった職員を同等の職員で埋めるという意味から、今回任期付職員を採用できるように条例を提案させていただいたということでございます。

○委員（大塚州章）

例えば保健師さんがお休みになった時に、雇う人は同等の保健師さんで、市職員じゃない方を雇って、この給与を当ててという形になるんですか。

◎総務課長（佐世善之）

大塚委員の質問にお答えいたします。資格職につきましては、その資格を持っている方を選択で採用させていただきたいんですけれども、なかなかそういった方が、急遽見つかるかどうかということもありますけれども、原則、育休を取った職員と同様の資格を持った職員を採用する予定でございます。

○委員長（伊藤 淳）

他に質疑ございませんか。

○委員（戸匹映二）

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律というのは、平成14年に出来たということで、20年ぐらい前なんですけど、20年経って、今これをやっとう導入しようかなというふうになった理由としては、いわゆる働き方改革みたいなところの部分が大きいということですかね。その辺の内容を聞かせてください。

◎総務課長（佐世善之）

戸匹委員の質問にお答えいたします。平成14年に出来たんですけれども、これまでは必要にかられてなかったんですけれども、今回、働き方改革、育児休業等の取得を促進するということで、私ども職員についても、女性職員、男性職員問わず、そういった意識を持っていただいて、積極的に育休をとっていただくようにというお声掛けをさせていただいて、育休の取得促進が進みつつある中で、長期間休んだ際に、その人が所属する課の人手がなかなか足りないというようなこともあって、新採用するということにはならないので、そういった意味合いからでは、この任期つきを制度化させていただいて、その期間だけでも、職員数を埋めるといいですか、確保したいということで、今回提案をさせていただきました。

○委員長（伊藤 淳）

他に質疑ございませんか。

○委員（匹田 郁）

その採用は、ある期間からある期間までということになると、臨時的になるけど、採用のスタートは年間の中で随時という形になるのかということと、育休の人が専門職だった場合、契約形態をどのように考えているのか、内容がどのようになっているのかを教えてください。

◎総務課長（佐世善之）

匹田委員のご質問にお答えいたします。採用については随時といいますか、欠員が生じた時に随時採用するということなのでございます。あと育児休業につきましては、事前に育児休

業を取る方と相談をさせていただいて、育児休業を取る期間を事前に把握しますので、その取る期間について、任期付職員を採用するという予定でございます。

○委員（匹田 郁）

ということは、半年とか、1年とかになるんですね。もし採用する場合は、公募の仕方はどうするつもりですか。

◎総務課長（佐世善之）

匹田委員の質問にお答えいたします。任期付きということでございますので、期間も限られております。その期間に到達次第、採用はなくなります。原則3年以内で、特に必要と認める場合は5年まで延ばすこともできるんですけども、当初採用の任期期間満了までが採用期間ということでございます。

公募については、育児休業等が事前に分かっていたら公募ができるんですけども、急遽採用する場合は、なかなか徹底は難しいと思われそうですが、市報やホームページを通じて、一応公募はしたいと考えています。採用方法については、先ほど言いましたように選考もできますので、急遽必要な時には選考の方法も考えたいというふうに思っています。

○委員（匹田 郁）

これは人件費として見るのか、それとも物件費ですか。

◎総務課長（佐世善之）

匹田委員のご質問にお答えいたします。原則、職員の代わりということでございます。人件費で計上することになります。

○委員長（伊藤 淳）

ほかに質疑ございませんか。

○委員（梅田徳男）

市のほうから見れば、非常に都合のいい制度ですけども、実際に募集をかけたら、応募してくれる人がいるんだろうか。当てはあるんですか。あるいは年に何人とかいう予定は考えているんですか。

◎総務課長（佐世善之）

梅田委員の質問にお答えいたします。特定の資格を持った方は今現在、会計年度任用職員を含めて、募集をかけてもいらっやらないという状況です。それについては、当てというのは今のところございませんが、公募については行いたいというふうに思っています。

もう1点、年間の人数につきましては、現状、育児休業を10名程度とっている方がいらっやるんですが、全ての職種で採用する予定ではございませんので、年間の予定については特段決めておりません。

○委員（大塚州章）

この給料表は、例えば、隣の大分市、津久見市と同じ給料表なんですか。というのも、この制度で臼杵市よりも大分市の給料のほうが高かったら、そっちにとられる可能性があると思ったので、その辺のところを近隣の市町村で合わせているのか、それとも、もう勝手

にやっているのか。その辺のところをちょっと教えてください。

◎総務課長（佐世善之）

休憩をお願いします。

○委員長（伊藤 淳）

休憩します。

午前 10 時 05 分 休憩

午前 10 時 06 分 再開

○委員長（伊藤 淳）

再開します。

◎総務課長（佐世善之）

大塚委員の質問にお答えいたします。給料につきまして、議案書 9 ページに特定任期付職員の給料表を記載しておりますけれども、こちらにつきましては、国、県、他市の自治体においても、恐らく国や県に準じて金額を設定していると思いますので、国、県に準じた場合については、この金額になっていると思います。

○委員（大塚州章）

例えば応募する場合、先ほど梅田委員が言ったように、分かりやすくっていうか、他市の公募もあると思うので、その時に分かりやすく、広報の仕方で負けないようにお願いしたい。「白杵市よりも、他市のほうが分かりやすかった」とならないようにお願いしたいと思います。

○委員長（伊藤 淳）

今の発言は意見ということで。ほかに質疑がある方ありませんでしょうか。

（ な し ）

○委員長（伊藤 淳）

ないようですので、以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（伊藤 淳）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第 64 号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（伊藤 淳）

異議なしと認めます。よって第 64 号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。

次に第 65 号議案 白杵市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎総務課長（佐世善之）

それでは第65号議案 臼杵市職員の給与等に関する条例等の一部改正について、ご説明いたします。

（ 付議議案書及び条例議案新旧対照表に基づき説明 ）

○委員長（伊藤 淳）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いします。

○委員（大塚州章）

施行期日が違うのは、国からの指示の施行期日の違いか何かでしょうか、お願いします。

◎総務課長（佐世善之）

大塚委員の質問にお答えいたします。施行期日につきまして、まず職員につきましては、給料表の改定を4月に遡って改定して、差額ということで支払うので、令和5年4月1日ということでございます。その他につきましては、月額の改定がございませんので、12月賞与からということとさせていただきます。

○委員長（伊藤 淳）

他に質疑ございませんか。

○委員（梅田徳男）

新旧対照表1ページ23条、勤務時間当たり給与額算出のところで、勤務時間に50を乗じていたものを48乗じるということは、1時間当たりの額を高くするということですよ。それはいいんですけれども、平均的というか一番適用の多いテーブルのところで、1時間当たりはどのぐらい影響するんですか。これを改正することによって何十円か増えるんですよ。

◎総務課長（佐世善之）

梅田委員の質問にお答えいたします。こちらについては労働基準法の改正によって変える部分でございますけれども、30万円程度の給料月額の方ですと、1時間当たり100円程度上がる試算でございます。

○委員（梅田徳男）

全体的にはどういう影響が生じるんですか。

◎総務課長（佐世善之）

梅田委員の質問にお答えいたします。こちらについては時間外勤務手当の単価が上がるということでございますので、時間外勤務命令を命じた際には、先ほど申しあげた30万円程度の方が、1時間当たり100円程度上がるということでございます。

○委員（梅田徳男）

それは平均的な一般の会社でいうような時間当たりの単価ということですよ。これに割増率、時間外であれば25とか30とかを掛けて上乘せしたものに対して、時間外なら時間外の労働時間をかけるということ。平均的なところでどれだけの影響になるのか。後でいいですよ。市の場合、そんなに大きくは影響ないと思うんですが、影響は考えておかないといけない。そういう意味で後の再任用のところの時間、要はこの改正によって影響が出るところで、数字が

まとめておられれば教えてください。

◎総務課長（佐世善之）

後ほど、回答させていただきます。

○委員長（伊藤 淳）

他に質疑ございませんでしょうか。

（ な し ）

○委員長（伊藤 淳）

ないようですので、以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（伊藤 淳）

以上で討論を終わります。これより採決を行ないます。第65号議案については、原案の通り可決することにご異議ありませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（伊藤 淳）

異議なしと認めます。よって第65号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。これで総務課所管の議案の審査を終わります。以上で総務委員会に付託されました議案4件の審査を終了いたします。これをもちまして総務委員会を閉会いたします。

午前10時18分 閉会

白杵市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに記録を作成する。

令和5年12月8日

白杵市議会

総務委員会委員長 伊 藤 淳